

和歌山県立併設型中学校出願等に関するQ & A

和歌山県立併設型中学校出願等に関するQ & A

Q 1 登録した電子メールアドレスに電子メールが届かない場合は、どうすればよいですか。

A 1 メールアプリ（メールソフト）の設定によっては、メールを受け取れない場合があります。「保存フォルダ」の空き容量の不足や「迷惑メール」の設定などが考えられますので、メールアプリやスマートフォンの設定を確認してください。

なお、以下の電子メールアドレスを受信可能リスト（ホワイトリスト）に登録することを強く推奨します。

登録する電子メールアドレス：no-reply@logoform.jp

また、「保存フォルダの空き容量」の変更や「ホワイトリストへの登録」の方法は、契約中のサービス提供事業者にお問い合わせください。

Q 2 パソコン以外でも入力できますか。

A 2 パソコンやタブレットでの操作を推奨しますが、スマートフォンでも入力可能です。ただし、機種によって、志願者情報の入力や受検票等の印刷等に手間がかかる場合があります。

Q 3 氏名や住所を入力する際、パソコン等で正しい漢字の表記ができません。どうすればよいですか。

A 3 相当する簡易な漢字で代替してください。例：高→高 吉→吉

Q 4 1つの電子メールアドレスから、2名（双子の場合など）の出願はできますか。

A 4 できます。
ただし、可能であれば、異なる電子メールアドレスで出願してください。

Q 5 一度登録した後に、志願先の県立中学校を変更できますか。

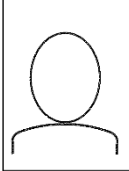
A 5 できません。
志願先の県立中学校を十分に考えてから出願してください。

Q 6 アップロードする写真データについて、教えてください。

A 6 出願前 3 か月以内に撮影した顔のカラー写真をアップロードしてください。

- ・正面向き、無帽、上半身、無背景の顔写真
- ・ファイル形式：gif 形式、jpg（jpeg）形式、png 形式 5 MB 以内

【受付できる写真例】



- ・上部に隙間がある。
- ・水平かつ正面を向いている。
- ・顔の大きさが全体の 3 分の 1 以上ある。
- ・胸から上である。

※出願写真として適切でないと判断された場合は、再提出になることがあります。

Q 7 選考検査手数料をクレジットカードや PayPay で電子納付できません。どうすればよいですか。

A 7 選考検査手数料は、原則として電子納付となります。
電子納付できない場合は、志願する県立中学校に相談してください。

Q 8 出願後、出願内容の誤りに気が付きました。どうすればよいですか。

A 8 志願した県立中学校に電話連絡をして、その旨を伝えてください。

Q 9 自宅で受検票等が印刷できません。コンビニでも印刷できますか。

A 9 コンビニでも印刷できます。
サービスの利用方法については、各コンビニで確認してください。

Q 10 受検票を印刷した後に記載の誤りに気が付きました。どうすればよいですか。

A 10 志願した県立中学校に電話連絡をして、その旨を伝えてください。

Q 11 身体に障害がある等の場合は、検査にあたって配慮してくれますか。

A 11 適性検査や作文、面接を行う際に、特別な配慮が必要な場合は、まず在籍する小学校長に相談してください。小学校長は、特別措置願を県立中学校長に提出するものとします。その上で適切な措置を講じます。

Q12 県外（海外を含む。）からの出願の手続はどうすればよいですか。

A12 県外の小学校を卒業又は海外において日本の小学校と同等の教育を修了しても、本人及び保護者の住所が和歌山県内にある場合や保護者の転勤等で入学する日までに和歌山県内に居住することが確実な場合は、県立中学校に志願することができます。

また、保護者と和歌山県内に居住することができなくても、特別な事情があれば、県立中学校に志願することができる場合もあります。

(1) 申請手続

県外志願者出願許可願に必要な事項を書き込み、在籍する学校長の証明をもらってください。その上で、**特別な事情を証明する書類**を添えて和歌山県教育委員会教育長に申請する必要があります。特別な事情を証明する書類として以下のようなものが考えられますが、まず、義務教育課に相談してください。

- ・和歌山県内に新築の場合…現住所の住民票謄本及び建築確認申請書の写し
- ・転勤の場合…現住所の住民票謄本及び勤務先の転勤証明書
- ・両親が別居している場合…現住所の住民票謄本及び本人と和歌山県内に居住する親との続柄がわかる戸籍抄本

また、手続をする場合は、保護者等が、直接**義務教育課**まで持参することを原則とします。

(2) 申請期間

令和8年11月17日（火）から令和8年12月4日（金）までとします。

いずれも午前9時から午後4時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とします。

なお、申請期間が過ぎた場合は、いかなる理由があっても応じられませんので注意してください。

Q13 電子申請システムに登録した情報や提出した書類に不備があった場合、どうなるのでしょうか。

A13 不備があった場合は、受検できなくなる場合もありますので、不備がないように、この**募集要項等**をよく読んだ上で必要事項を入力してください。

なお、調査書が厳封されていない場合は、再度提出をお願いすることになります。

また、電子申請システムに登録した情報や提出した書類について県立中学校から電子メールや電話での連絡があった場合は、その指示に従って**速やかに対応**してください。

Q14 インフルエンザ等の感染症にり患した場合、受検できますか。

A14 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症にり患又はり患の疑いがある者で、健康状態が受検に耐えられると本人及び保護者が判断した場合、別

室受検の措置を講じます。

別室受検を希望する志願者の保護者は、まず、志願した県立中学校に相談の上、各県立中学校に備付け又は和歌山県教育委員会ホームページに掲載の「別室受検申出書」に必要事項を記入し、原則として検査日前日までに志願した県立中学校まで持参して許可を得てください。なお、やむを得ない場合は、検査日の集合時刻までに手続を行ってください。

別室受検する志願者は、マスクの着用など感染防止に十分留意してください。また、別室受検する志願者の保護者は、当日、校内の所定の場所で待機してください。

Q15 検査当日に注意しなければならないことはありますか。

A15 (1) 検査当日に必要なもの

- ・受検票
- ・鉛筆又はシャープペンシル
- ・消しゴム
- ・上履き（古佐田丘中学校、田辺中学校のみ）

(2) 検査室に持ち込めるもの

- ・鉛筆削り（鉛筆等の数が十分であれば特に必要ありません。）
- ・腕時計（辞書・電卓・端末等の機能がないもの）

(3) 検査室内に持ち込めないもの

上に示した必要なもの以外は、検査室内に持ち込むことはできません。

【持ち込めないものの例】

- ・定規、コンパス等の道具
- ・下敷き（下敷きのいらない机を用います。）
- ・携帯電話、辞書・電卓・端末等の機能がある腕時計 など

※検査室の前に、カバン等の置き場を用意しますので、検査に必要なものの以外は、すべてそこに置くこととします。

(4) 遅刻等への対応

検査会場へは時間にゆとりをもって来てください。遅刻により、検査開始時刻に遅れた場合は、原則として入室を認めませんので注意してください。

ただし、公共交通機関の遅れなど、不測の事態が生じた場合は、その状況に応じて指示するものとします。

なお、選考検査が受けられなかった者に対しての選考予備日は設けません。

(5) 大雪など非常時の対応

非常時の対応については、検査初日は午前6時頃に、検査2日目は午前6時30分頃に態度決定を行い、和歌山県教育委員会ホームページでお知らせします。その内容は、「①実施します。②午後実施します。③延期します。」の3つの場合を想定しています。

なお、詳細については、1月の受検票送付時にお知らせします。

Q16 選考結果の発表はどのように行いますか。

A16 選考結果は、**令和9年2月3日（水）15時以降**に、志願者の保護者が登録した電子メールアドレス宛てに、「選考結果通知書」をインターネットでダウンロードするためのURL（webアドレス）を送付します。
なお、令和9年2月3日（水）中に電子メールが届かない場合は、**令和9年2月4日（木）**午前9時から正午までに、志願した県立中学校まで問い合わせてください。

Q17 入学予定候補者の手続について教えてください。

A17 合格通知を受け取った者は入学予定候補者となります。必ず次の(1)、(2)のことを行ってください。

(1) 入学確約書の提出

次の期間に、入学確約書を志願した県立中学校長に提出しなければなりません。

期 間	
令和9年2月4日（木）から 令和9年2月8日（月）まで	午前9時から午後4時まで （土曜日及び日曜日を除く。）

入学確約書を提出した県立中学校から、すぐに入学予定者証明書が交付されます。

なお、郵送でも受け付けますが、その場合は、入学予定候補者が封筒を用意し、必ず「簡易書留」として、**令和9年2月8日（月）午後4時必着**で送付してください。

(2) 市町村教育委員会への届出

県立中学校に入学するためには、就学する予定となっている市町村立学校に入学しないことを、当該市町村教育委員会に連絡する必要があります。

入学予定者証明書を受け取った者の保護者は、以下の書類を**市町村教育委員会**に届け出てください。

- ・県立中学校長が交付した入学予定者証明書の写し
- ・市町村教育委員会から送付されていた就学通知書

市町村教育委員会への届出は、速やかに行ってください。

Q18 県立中学校以外に私立等の中学校に出願してもかまいませんか。

A18 私立や国立等の中学校に出願してもかまいませんが、入学予定候補者の発表後**令和9年2月4日（木）から令和9年2月8日（月）までの間に、入学確約書を提出することになっています。**

なお、**入学確約書を提出した後の辞退はできません**ので、注意してください。

Q19 欠員がでた場合、補充はありますか。また、手続はどのように行われますか。

A19 選考結果の通知後、令和9年2月8日（月）までに、入学予定者が募集定員に満たなかった場合は、欠員の補充を行います。
欠員補充者には、令和9年2月9日（火）から令和9年2月12日（金）（国民の祝日を除く。）までの間に、電話連絡で直接意思を確認し、順次入学予定者を決定していきます。
また、その際に、その後の手続の仕方等についても説明します。